

令和 6 年度
鎌倉市危険ブロック塀指導等補助職員採用試験受験案内
(令和 7 年 4 月 1 日付採用)

鎌倉市都市景観部建築指導課

1 募集職種、採用予定人数、職務内容、受験資格

募集職種	危険ブロック塀指導等補助職員
採用予定人数	2名程度 上記人員に達した場合でも、本採用試験に合格された方を採用候補者名簿に登載し、当該年度内において欠員が生じた場合は随時採用します。
職務内容	・危険ブロック塀等の改善指導及び調査 ・その他所属長が指示する業務
受験資格	次のいずれかに該当する者 ・建築士の資格を有する者 ・3年以上の建築に関する実務経験を有する者 ・上記と同等の資格又は実務経験があると市長が認める者

※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任期	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで (任期の更新については、勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合に4回(最長5年度)まで可能です。)
勤務地	鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町18番10号)
勤務日数	月12日
勤務時間	午前9時から午後5時まで(休憩時間は正午から午後1時まで)
報酬	日額12,000円 その他、期末勤勉手当の支給があります。
休日・休暇	休日:原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12/29~1/3) 休暇:年次有給休暇、夏季休暇、療養休暇、忌引休暇ほか
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務地までが片道2.0km以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償。自転車等の場合は使用距離に応じた額を支給)
その他	公務災害補償の適用あり

3 受験手続

(1) 申込方法

鎌倉市役所 3 階の建築指導課へ本人が直接持参、または電子メール(メールアドレス kensi@city.kamakura.kanagawa.jp)で送付してください。電子メールで送付した際は、必ず電話で、メールを送付した旨をご連絡ください。

受付時間・・・午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(2) 提出書類

鎌倉市危険ブロック塀指導等補助職員採用申込書

(3) 受付期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から 1 月 31 日（金）まで（土日祝日を除く）

4 試験の方法

面接試験を行います。

(1) 面接日・・・令和 7 年 2 月下旬から 3 月上旬のうち指定する 1 日

(2) 試験会場・・・鎌倉市役所内又は周辺の会議室等

(3) 合格発表・・・令和 7 年 3 月中旬予定

なお、不合格となられた方にも、その旨を通知します。

5 合格から採用まで

(1) 合格者は採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として、令和 7 年 4 月 1 日以降順次採用します。

(2) 採用候補者名簿登載の有効期限は、合格発表から令和 8 年 3 月 31 日までです。

(3) 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たな任用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します（必ず採用があるとは限りません）。

(4) 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、また、採用日までに受験資格要件が満たされなかった場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。

6 注意事項

(1) 受験の際に提出された書類は、お返しできません。

(2) 試験に関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

鎌倉市都市景観部建築指導課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話 0467 (61) 3596 (直通)

メールアドレス kensi@city.kamakura.kanagawa.jp